

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2019年度第2回常任委員会 議事録

- 1 日時：2019年5月24日(金) 16:00~19:30
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室
- 3 出席者の確認

常任委員総数6名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：小美野 剛（共同代表理事）

外務省：民間援助連携室 首席事務官 田原 光児（佐藤委員欠席につき代理）

経済界：永井 秀哉（共同代表理事）

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子

事務局長：飯田 修久（欠席）

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 島野 多佳子

AAR：穂積 武寛

事務局長欠席のため、議長は常任委員会規約 第3条4に基づき、小美野常任委員会委員長の指名を受けた永井委員が務める旨を確認した。

小美野常任委員会委員長および永井委員より、常任委員会委員長交代の動議が提出され、委員会はそれを審議保留とした。

第一部 16:00-

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第1回常任委員会 議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

- (2) 第二号議案：常任委員会アドバイザーの委嘱について

審議の結果、全会一致で日本商工会議所 佐々木和人氏に常任委員会のアドバイザーを委嘱することを承認した。

- (3) 第三号議案：コンセプトノート審査結果（当初予算財源）の承認

審議の結果、当初予算コンセプトノートの実施要領について、全会一致で以下の通りとした。
承認。

国別ではなく、周辺国を含めた事業としてコンセプトノート審査ができないのかとの質問があったが、国別で予算が下りるため難しいことを事務局より説明した。実体にそぐわない部分があるため、今後、審査方法に関して検討していただきたいとの意見があった。

5 報告事項

(1) 財務状況の報告

事務局より2018年度の決算報告を行った。

(2) 2018年度事業報告案についての報告

2018年度事業報告を作成したことを報告した。

(3) 助成カテゴリー更新に係るPWJの財務状況の確認及びJENの返還金交渉について 事務局より以下の通り報告を行った。

- PWJについて

PWJより監査済財務諸表を受領し、JPF会計士のアドバイスをしつつ、PWJと面談を結果、中長期的な安定経営方針が確認されたことから、カテゴリー付与に係る条件であった継続的な財務状況報告義務を解除した。

- JENについて

先方との交渉を引続き継続中である。

PWJに関しては、条件解除に合意、JENについては1年以上意見の相違が続いているため、早く解決するよう意見があった。

(4) ICANイエメン案件について

事務局より、本件について以下の通り報告した。

ICANからの改善案が提出されており、それが実施されているかを確認するため、現地で第三者モニタリングを実施する予定である。

(5) ADRAシリア案件について

事務局より、本件について以下の通り報告した。

大きな進捗はなかったが、ADRAの理事長、事務局長とJPFの代表理事が面会を行った。

(6) 2018年度復興庁事業終了と2019年度復興庁事業承認について

事務局より2018年度の復興庁事業が終了したこと、また2019年度の復興庁事業が承認されたことを報告した。

(7) 日本カーシェアリング協会の加盟について

事務局より、同協会の加盟についての報告を行った。

(8) 熊本地震被災者支援：4月21日開催 熊本地震から3年、復興祈念イベント「震災から学び、 経験を活かすシンポジウム」報告

事務局より、本イベントを開催したことを報告した。

また6月8日に東京で「災害時、連携が大事っていうけれど？：JPF 熊本地震被災者支援 報告会」を行うことを報告した。

(9) Goodwings社との寄付における提携の開始について

事務局より、本件について報告した。

(10) 東日本事務局事業2019について

事務局より、本件について助成審査委員会からのコメントへの対応に関し、6月の常任委員会で審議を行いたいことを報告した。

(11) 6/15開催 イベント： JPF×ART「奈良美智トークイベント：シリア難民の生活を体験」

事務局より、本件についてイベントを行うことを報告した。

(12) 国立国際医療研究センター主催の医療セミナーへの協賛について

事務局より、本件について報告をした。JPFは本セミナーに「協賛」している。

第二部

6 審議事項

(1) 第一号議案：スラウェシ地震・津波被災者支援にかかる事業計画書の承認

〈GNJP〉中部スラウェシ州ドンガラ県における仮設住宅の建設および給水設備の設置
結果：条件付き承認。

下記の追加条件について確認を行った上で、メール審議を行う。

常任委員会での追加条件：

- 仮設住宅から集合住宅に転居する予定となっているが、それが実現されるのかを確認し、困難な場合は、事業計画の見直しを行うこと。
- トイレについての記載がないので、対応について確認すること。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会の条件：

- 建設後の仮設住宅および資材の所有権や維持管理責任の所在について、事業計画書内に詳細を明記すること。

助成審査委員会のコメント：

- 仮設住宅の建設チーム編成について、女性を含めることに多少なりとも一程度の配慮をしていただきたい。
- 仮設住宅のドアの仕様について、設計図通りで問題ないか、現地に確認し、必要があれば修正していただきたい。
- 仮設住宅の建材パッケージについて、受領から工事開始までの間、受益者がどのように保管することを想定しているのか、詳細を事業計画書に追記していただきたい。

〈PARCIC〉中央スラウェシ州地震・津波被災者への仮設住宅資材配布と生活再建支援

結果：条件付き承認

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会の条件：

- 建設後の仮設住宅の所有権について、個人が有することとなっているが、固定資産の供与の観点からも問題がないか、再度確認及び証明をすること。またその証明が出来ない場合は、対象村との合意の可能性を確認したうえで、新たな対応策及び合理的な説明を事業計画書に記載すること。
- 親子を対象としたPsycho-social Care/Supportの実施について、事業内容に則し

た表現に修正し、記載ぶりを統一すること。

- 女性の生計支援に関して、3回の研修受講で生産活動（収入創出活動）を始められる見通し、衛生面の対策や営業許可取得見込み、目標値（月収50万ルピア以上の増加）の根拠等の詳細を、事業計画書内に追記すること。
- 女性の生計支援に関して、対象者には事前に事業目的を十分に説明し、設定目標を達成する強い意志を有することを選定基準とすること。

(2) 第二号議案：アフガニスタン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認

〈SVA〉ナンガハル県及びクナル県における国内避難民・帰還民への保護・教育・水衛生支援

結果：承認。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

- ログフレームについて事務局と協議しながら整理すること（特に女性のエンパワーメント全般及び水衛生啓発の「〇%の衛生行動が向上した」、といった記述などに関しては、整理が必要）。
- コンポーネント1の女性のエンパワーメントに関して、女性シューラの結成や女性センターの運営にはリーダーシップを発揮できる女性が必要になる。そのため、ホストコミュニティからも含め、リーダーシップを発揮できる女性の登用、またリーダーシップの醸成を企図したシューラに対する研修を成果のための活動に含めるよう検討すること。
- 同じくコンポーネント1に関して、本申請事業で新たに縫製教室の開催が加えられているが、なぜ縫製教室が現地における女性のエンパワーメントにつながる支援として適切と考えるのか、説明を追記すること。
また事業終了後に本教室に参加した女性に単にミシンを供与するだけでは、女性のエンパワーメントにつながることは期待できないので、女性たちが社会資源にアクセスして活動を継続できるような仕組みをつくること、またミシンの活用方法を検討すること。
- コンポーネント2のコミュニティベース教室による就学サポートに関して、教員研修に子どもの保護基準に関するセッションを取り入れる予定であることを追記する。

〈CWS〉バーミヤンの干ばつ被害軽減のための農業支援事業

結果：承認

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

- コンポーネント3の養鶏事業が女性の代替生計手段の提供を目指していることから、同目的に資する活動内容となるよう、団体としてしっかりとモニタリングを行うこととし、その方法を申請書に追記すること。（鶏が食用となったり盗難されたりするリスクに対応し、卵の販売から得られる収入が確実に対象者の女性の裨益につながるようモニタリングを徹底する。）

助成審査委員会からのコメント：

- アフガニスタンの家庭のなかで家事負担を全て女性が担っていることを考慮すると、鶏の世話は子ども（特に女兒）に任される場合があり、その結果子どもの通学などに影響が及ぶことも考えられる。そうしたことにも留意しながらモニタリングを行っていただきたい。

(3) 第三号議案：ミャンマー避難民人道支援にかかる事業計画書の承認

〈AAR〉ミャンマー避難民のための水・衛生環境改善および女性と子どものプロテクション事業

結果：承認。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会での条件：

- 事業進捗状況管理表を事業期間に合わせて修正すること。
- AARの主体性について追記すること（業務委託での実施であるが、団体として「Quality Check / Control」に力を注いでいる旨を申請書に追記する）。

(4) 第四号議案：南スーダン難民緊急支援にかかる事業計画書の承認

〈SPJ〉ウガンダ北部における南スーダン難民コミュニティ心理社会的ケア事業

結果：条件付き承認

常任委員会のコメント：

- 専門家に頼りすぎることなく、団体としてガイドラインを踏まえて事業を実施して頂きたい。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会のコメント：

- 保護クラスターの中での本事業の位置付けについて詳細に記載すること。具体的にTPOがLeading agencyで、役割分担として、主にうつ病を対象としている。一方でSDGsはPTSDを対象等、他関連団体を含め、本事業の位置付けがわかるように追記すること。
- 心理社会的サポートが何故必要なのか、ニーズ裏付けの説明を論理的に記載すること。具体的に、心的外傷を抱えたリスクの高い児童がどのくらいいるのかなど、具体的に記載すること。

〈PWJ〉ジュベック、イマトン、ジョングレイ州における紛争影響下の人々への人道支援

結果：条件付き承認。事務局で助成審査委員会での条件を満たしたことを確認すること。

助成審査委員会での結果：条件付き承認

助成審査委員会のコメント：

- 現行事業と本申請案件の期間が少し重なることを鑑み、事業内容が重複しないことを明確にするため、両事業内容の対比表を添付として作成すること。
- SGBVの実施について、他コンポーネントとの関連性で、クラスター内でのSGBV関係研修の位置づけ、および現場でのニーズを具体的に加筆し、団体として、目指す方向性、狙いも記載すること。

(5) 第五号議案：イエメン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認

〈JPF〉イエメン人道危機対応第三者モニタリング評価事業

結果：条件付き承認。

常任委員会での条件：

助成審査委員会で意見提示されたアウトカム指標について、ゼロベースで検討すること。

助成審査委員会からの意見提示

- ログフレームに記載されているアウトカム指標において、「各事業実施団体の次期事業において70%の事業計画書に取り入れられる」とはどのようなことか、上記のとおり設定するのであれば、どのように測るのか説明する必要がある。
- 事業進捗状況管理表：1-1-6 モニタリング結果の関係者への共有について、2回に分かれている理由を事業計画書で説明する必要がある。
- 予算設計のコンポーネント別明細における「渡航費」の積数（4名）適切な数字に修正していただきたい。
- 予算設計書のコンポーネント別明細における「現地コンサルタント業務委託費」について、どのような業務を行うのか、なぜ第三者モニタリング委託業者と別に必要なのか、明確に示していただきたい。
- 加盟団体による事業内容に則した専門家を配置する旨を申請書に記載する必要がある。
- 日本のNGOを育てることを念頭に置いて、モニタリングを計画・実施・フィードバックしていただきたい。

7 書面による報告

- ① NGOユニットからの報告
- ② 事業計画変更の報告
- ③ JPF事務局審議結果の報告
- ④ 固定資産処理の報告
- ⑤ 終了報告書審議結果の報告
- ⑥ コアチームの報告
- ⑦ 「共に生きる」ファンド監査結果報告

8 次回以降の常任委員会開催日時と会場について

2019年度第3回常任委員会：2019年 6月21日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第4回常任委員会：2019年 7月26日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第5回常任委員会：2019年 8月26日(月) 麴町GN安田ビル4F会議室
2019年度第6回常任委員会：2019年 9月20日(金) 麴町GN安田ビル4F会議室

以上